

静情審第55号  
平成20年3月24日

静岡県知事様

静岡県情報公開審査会  
会長 田中克志

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成19年8月7日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

分限処分に関する公文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第155号）

## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事は、非開示とした部分のうち、別表3の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成19年2月13日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成2年から現在までの行方不明で分限免職処分となった者に係る処分に至った経過が分かる文書、辞令、処分理由書、退職金に係る支出票、その他当該処分に係る一切の文書」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、別表1の1欄に掲げる公文書（以下これらを「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成19年2月27日、実施機関は、異議申立人に対し開示決定等の期間延長を通知した。
- (4) 平成19年3月29日、実施機関は、開示請求の内容のうち、退職金に係る支出票（平成2年度、平成4年度、平成7年度及び平成15年度）については文書が存在せず、本件公文書については別表1の2欄に掲げる部分が条例第7条第2号又は第6号に該当するとして、当該部分を除き、その余を開示するとした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (5) 平成19年4月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものである。異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 非開示部分に係る処分は、条例の適用及び解釈を誤っている。
- (2) 実施機関は、平成16年度に分限免職処分とした職員について、当該職員が横領の罪で静岡地検に逮捕されることをおそれて失踪したことを知りながら、行方不明の前例4件（平成2年度1件、平成4年度1件、平成7年度1件及び平成15年度1件）と同様に分限免職とするのが「平等かつ公正」な処分であり、分限免職だから請求があれば当然退職手当も支給する義務があると主張する。

しかし、実施機関は、行方不明で長期の無断欠勤に及ぶ職員の処分を検討する判断基準について、「行方不明の原因が職員の責めに帰する場合は懲戒免職処分」としている。平成16年度の職員は、失踪（行方不明）・長期欠勤の理由が「職員の責めに帰する場合」に該当することは疑いのないものであり、当然、

懲戒免職処分とすべきであった。前例 4 件の失踪（行方不明）職員を分限免職としたのだから、平成 16 年度の職員も分限免職とするのが「平等かつ公正」な処分だというなら、前例 4 件も、実は懲戒免職処分に該当するのに、故意か過失で分限免職としたのではないかという疑いが生じ、県民としては検証する権利と必要がある。誤った処分が後に発生する免職処分の性格を誤って規定してしまう口実にされてしまい、県民に重大な損害を与えてしまうからである。

- (3) 実施機関は、自らの誤った行政実態を隠蔽する手段として、情報公開制度を悪用することは許されない。過去の分限処分に誤りはないというなら、堂々とすべて開示すべきである。特に、失踪職員の失踪理由を判断する上で欠かせない失踪前後の挙動及び周辺の状況を記載した報告書は、単に職員の個人情報ではなく、行政の適正な執行を担保し、県民の信頼を確保するために欠かせない情報として開示すべきである。職員が失踪したのかどうかということは、職務と密接不可分である。公務員が仕事をやったのかどうかは、個人の領域ではない。公務員の職務そのものである。

また、報告書の作成者は、失踪職員の所属長であると考えられるが、この作成者にとっては自己の職務執行情報であり、非開示情報には該当しないのに、これさえ非開示とするのは異常である。事実、平成 16 年度分の文書は作成者の所属、職名、氏名を開示している。本件文書と平成 16 年度の文書の扱いが違う理由の釈明を求める。

- (4) 実施機関は、「本件公文書を公開すると、今後同種の問題が発生した場合、調査の内容が公開されることを前提とすれば、関係者が報告書の提出や詳細な記述を躊躇したり、又は調査においても具体的、客観的な情報が十分得られなくなるなど事実関係等の把握が困難となり、今後の人事に関する事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を生じるおそれがある。」と主張する。

しかし、実施機関のいうおそれは抽象的なおそれにすぎず、非開示を正当化するための口実にすぎないものである。条例第 7 条第 6 号に関する条例の解釈については、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるのである。

しからは、いかなる実質的な支障が生ずるのか、また、そのおそれはいかなる法的保護に値するものか釈明を求めるものである。

- (5) 任命権者（知事）には、「職員をなぜ分限免職処分にしたか」を県民に説明する責任がある。県民に奉仕すべき職員をなぜ免職しなければならなかったのか、懲戒であろうが、分限であろうが免職理由は当然県民に説明すべき事項で、職員が他人に知られたくないと望む感情を保護することより、主権者である県民への説明責任を果たすことがより重要な知事の責任である（条例第 9 条）。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書に記載されている分限免職処分に係る職員の身分取扱い上の処遇に関する情報は、公務に関連する情報ではあるが、個人の資質、名誉にかかわる当該職員固有の情報というべきものであって、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものであり、条例第7条第2号に規定される個人情報である。
- (2) また、本件公文書に記載された事実関係等に関する情報は、分限免職処分に関する基礎資料となったものであり、人事管理に係る事務に関するものに該当する。その内容は、当該職員の勤務状況や事実関係等に関し、所属の上司などの関係者からの報告や人事担当者が自ら調査して得られた情報により作成したものであり、他に知られることはないということを前提にした人事に関する情報である。本件公文書を公開すると、今後同種の問題が発生した場合、調査内容の公開が前提となるため、関係者が報告書の提出や詳細な記述を躊躇し、調査において具体的、客観的な情報が十分得られなくなるなど事実関係等の把握が困難となり、今後の人事に関する事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を生じるおそれがある。したがって、このような情報が記載されている部分については、同条第6号に規定される非開示情報にも該当するものである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件公文書の内容

本件公文書は、地方公務員法第28条の規定に基づく分限免職処分及び静岡県職員の退職手当に関する条例第2条の2の規定に基づく退職手当の支給に関する公文書であり、辞令に係る起案文書、意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書及び退職手当に係る支出票の類型から成っている。

なお、本件公文書は、別表1の1欄に掲げるとおり、平成2年度、平成4年度、平成7年度、平成15年度及び平成17年度につき各1件の計5件となっているが、平成16年度分については、平成19年1月16日付けの異議申立人の開示請求に対して、平成19年2月27日付け職人第233号によって、別途部分開示決定をしているため、今回の対象から除かれている。

### (2) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件公文書の非開示部分が条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合に

において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。(後略)」のいずれかに該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

そこで、本件公文書を見分すると、非開示部分には被処分者の氏名等が記載されており、全体として条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、本件公文書の記載内容は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、人の生命等を保護するため、公にすることが必要な情報とは認められないことから、同号ただし書イにも該当しない。

さらに、被処分者が公務員であり、本件公文書中に被処分者の職務に係る部分を含むとしても、分限免職処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させ、職員個人の私事に関する面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報というべきものであるから、同号ただし書ウにも該当しない。

### (3) 部分開示について

条例第7条第2号の情報が記録されている場合には、条例第8条第2項の規定により、当該情報について、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分(以下「個人識別部分」という。)を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされているので、以下、部分開示の可否を検討する。

#### ア 辞令に係る起案文書について(平成2年度)

当該文書は、行方不明になった職員を分限免職とするに当たり、実施機関が作成した文書である。

##### (ア) 「起案用紙」(文書 - 1)、「辞令案」(文書 - 2)及び「処分理由説明書」(文書 - 3)について

当該文書のうち、実施機関が非開示とした被処分者の所属、(補)職名、氏名、年齢、職員番号、学歴、勤務年数並びに給料(級及び号)は、一体として被処分者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

##### (イ) 「職員の分限免職処分について」(文書 - 4)

当該文書は、被処分者を分限免職とすることについて、被処分者の所属部長へ通知した文書である。

実施機関が非開示とした被処分者の所属、補職名、氏名及び所属部長が記載されたあて名については、被処分者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

##### (ウ) 「行方不明事件の処理について」(文書 - 5)

当該文書は、行方不明事件に対する実施機関の処理方針が記載された文書である。

実施機関が非開示とした部分のうち、「1 被処分者の所属・職・氏名等」については、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

また、「2 事件の概要」及び「3 その他（被処分者の勤務状況等）」については、被処分者の行方不明に係る顛末が具体的かつ詳細に記載されており、通常人には知られたくない個人の機微に触れる情報であることから、これを公にした場合、被処分者の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示はできない。

しかし、「2 事件の概要」のうち、個人識別部分を除く1行目の17文字目から3行目の最後まで部分は、行方不明の事実が簡潔に記載されているにすぎず、公にしても被処分者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

次に、「4 今後の対応」のうち、「(2) 辞令の取扱い」中16行目の初めから20行目の最後まで部分は、被処分者の住所地に関する記述であり、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

しかし、「(1) 処分内容」については、分限処分又は懲戒処分の判断基準及び当該行方不明事件への対応が簡潔に記載された内容にすぎず、また、「(3) 辞令交付の時期及び処分日」については、起案用紙の「参考」の部分に記載された時系列の図と類似した内容であり、当該「参考」の部分は既に関示されている。したがって、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

次に、「5 給与等の支払方法」のうち、(1)の2行目の4文字目から7文字目までの部分は、被処分者の補職名及び氏名が記載されており、個人識別部分であるため、部分開示はできない。

また、(1)の2行目の12文字目から3行目の8文字目までの部分は、被処分者の家族に関する特別な事情が記載されており、公にすれば被処分者の権利利益を害するおそれがあるため、部分開示はできない。

しかし、これらを除く部分は、給与の支払いに関する原則及び当該行方不明事件への対応が簡潔に記載された内容にすぎず、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

また、「6 過去の事例」のうち、職員の所属及び職名については個人識別部分であるため部分開示はできないが、これらを除く部分は、職員の行方不明から免職までの経過が簡潔に記載されたものにすぎず、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

- (I) 「意思表示の公示送達申立書」(文書 - 6)、「公示送達掲示場所指定申請書」(文書 - 7)、「当事者の表示」(文書 - 8)及び「住民票」(文書 - 9)

当該文書は、行方不明となった被処分者に対して分限免職の意思表示を到達させるため、実施機関が簡易裁判所に提出した公示送達の申立てに関する

文書である。

実施機関が非開示とした被処分者の住所、氏名等については、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(オ) 「調査報告書」(文書 - 10)

当該文書は、被処分者の所属長が作成した行方不明の顛末に係る報告書であり、被処分者が行方不明となった当時の経緯が具体的かつ詳細に記載されている。

実施機関が非開示とした部分のうち、「1 事故の概要」については、被処分者の所属、職・氏名等、住所及び本籍の部分は個人識別部分であると認められるため部分開示はできないが、これらを除く部分は、行方不明の事実が簡潔に記載されているにすぎず、公にしても被処分者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

次に、「2 現在までの経緯」、「3 搜索願について」及び「4 参考事項」については、上記のとおりの内容であり、通常人には知られたくない個人の機微に触れる情報であることから、これを公にした場合、被処分者の権利利益が害されるおそれがあるため、部分開示はできない。

なお、報告書の作成者については、被処分者の所属長名が記載されている。異議申立人は、報告書の作成者は自己の職務執行情報であるため非開示情報に該当せず、平成 16 年度の分限処分に関する文書では、報告書の作成者を開示していると主張する。

しかし、実施機関の説明によれば、平成 16 年度分について報告書の作成者を開示したのは、住民監査請求の結果や新聞報道によって、被処分者の所属名が既に公にされた情報であると認められたからであって、今回請求の対象となった分限処分は、被処分者の所属名が公になった事実は認められないことから、非開示にしたとのことである。

このことについて判断すると、職員の所属名については、一般にこれを開示しても個人を特定することが可能であるとまでは必ずしもいえないが、職員の人数など所属の規模によっては、公にされている職員録の情報と照合することにより、個人を識別することが、かなりの程度容易になるとも考えられる。

したがって、職員の所属名が記載された報告書の作成者の部分については、被処分者の個人識別部分であると認められ、平成 16 年度の分限処分に関して、住民監査請求の結果や新聞報道によって所属名が明らかにされていた事情とは異なり、本件については公にされた事実が認められない以上、部分開示はできない。

(カ) 「証明書」(文書 - 11)

当該文書は、被処分者が、一定期間、住民票の住所地に居住していなかったことを証する文書であり、被処分者の住所地について特別な事情が記載されている。

実施機関が非開示とした被処分者の氏名、生年月日及び住所、被処分者の

所属長が記載されたあて名並びに被処分者の住所地に関わる証明者の部分は、被処分者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

また、個人識別部分を除いた証明書の内容に関する部分は、上記のとおりの内容であり、通常人には知られたくない個人の機微に触れる情報が記載されているため、これを公にした場合、被処分者の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示はできない。

(キ) 「出勤督促封入の封筒(写し)」(文書 - 12)

当該文書は、被処分者にあてて郵送された出勤督促が、所在不明により、差出人に返戻されたことを示す文書である。

当該文書のうち、被処分者の住所(郵便番号を含む。)及び氏名、被処分者の所属が記載された差出人欄等の部分並びに被処分者の住所地を管轄する郵便局の名称については、被処分者の個人識別部分であり、郵便局の担当者の印影については、当該担当者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

しかし、これらを除く部分は、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(ク) 「出勤督促」(文書 - 13)

当該文書は、行方不明となった被処分者に対し、直ちに出勤するよう督促した文書である。

実施機関が非開示とした部分のうち、被処分者の所属を識別できる文書番号、「名宛人」に記載された被処分者の住所及び氏名、「差出人」に記載された所属の住所、所属名、所属長の氏名及び印影については、被処分者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

しかし、出勤督促の日付並びに内容証明郵便に係る受付年月日及び受付番号については、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(ケ) 「辞令書」(文書 - 14)

当該文書のうち、実施機関が非開示にした被処分者の氏名及び職名については、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(コ) 「家出人手配」(文書 - 15)

当該文書は、行方不明となった被処分者の所在について情報提供を依頼した文書である。

実施機関が非開示とした部分のうち、被処分者の氏名、生年月日、本籍、現住所、勤務先、身長及び体重については、被処分者の個人識別部分であり、連絡先についても、被処分者の住所地を特定することができる情報であり、個人識別部分であると認められ、部分開示はできない。

また、行方不明時における被処分者の行動が具体的に記載された「状況」の部分については、公にすると被処分者の権利利益を害するおそれがあると認められるため、部分開示はできない。

イ 辞令に係る起案文書について(平成4年度)



(ア) 「起案用紙」(文書 - 1)、「辞令案」(文書 - 2)及び「処分理由説明書」(文書 - 3)

当該文書は、文書 - 1、文書 - 2及び文書 - 3と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、一体として被処分者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(イ) 「職員の分限免職処分について(通知)」(文書 - 4)

当該文書は、文書 - 4と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(ウ) 「意思表示の公示送達申立書」(文書 - 5)、「公示送達掲示場所指定申請書」(文書 - 6)、「当事者の表示」(文書 - 7)、「住民票」(文書 - 8)及び「戸籍附票」(文書 - 9)

当該文書は、文書 - 6、文書 - 7、文書 - 8及び文書 - 9と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(エ) 「証明書」(文書 - 10)

当該文書は、文書 - 11と類似した内容であるが、2通の証明書のうち、1通は被処分者の家族が証明者となっており、残りの1通は被処分者の住所地の民生委員が証明者となっている。

被処分者の住所及び氏名並びに証明者である被処分者の家族に係る住所、氏名及び印影は、個人識別部分であるため、部分開示はできない。

また、もう一人の証明者である民生委員の住所、氏名及び印影(氏名の前に付された「民生委員」の記載を除く。)については、民生委員が特別職の公務員であるにしても、これらを開示すると、民生委員の氏名等が地域住民に周知されていることから、被処分者の住所地を推測し、個人を識別することができることとなるおそれがあるため、部分開示はできない。

しかし、これらを除いた部分については、行方不明の事実が簡潔に記載された内容、証明日等であることから、公にしても被処分者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(オ) 「出勤督促封入の封筒(写し)」(文書 - 11)

当該文書は、文書 - 12と類似した内容であり、被処分者の住所(郵便番号を含む。)及び氏名、被処分者の所属が記載された差出人欄の部分並びに被処分者の住所地を管轄する郵便局の名称については、被処分者の個人識別部分であり、郵便局の担当者の印影については、当該担当者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

しかし、これらを除く部分は、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(カ) 「出勤督促」(文書 - 12)

当該文書は、文書 - 13と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分のうち、出勤督促の日付を除く部分は、被処分者の個人識別部分であ

ると認められるため部分開示はできないが、当該日付については、開示が妥当である。

(キ) 「調査報告書の提出について」(文書 - 13)

当該文書は、被処分者の所属長が人事担当の所属長にあてて提出した調査報告書の送付文である。

実施機関が非開示とした部分のうち、被処分者の所属を特定しうる文書番号、被処分者の所属長である差出人及び印影並びに被処分者の所属の担当係及び電話番号については、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(ク) 「調査報告書」(文書 - 14)

当該文書は、文書 - 10 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分のうち、「1 職員の所属」については、被処分者の職、氏名、生年月日及び住所が記載されており、個人識別部分として部分開示はできない。

また、「2 事件の概要」、「3 本人の生活ぶり・勤務状況等」及び「4 その他(被処分者の経歴・家族構成・性格・趣味等)」については、通常人には知られたくない個人の機微に触れる情報であり、公にすると被処分者の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示はできない。

(ケ) 「失踪事件に対する処分の取扱い」(文書 - 15)

当該文書の内容は、文書 - 5 と類似した内容であり、実施機関が非開示にした「1 処分内容」中の「過去の事例」のうち、被処分者の所属及び職名については個人識別部分であるため部分開示はできないが、これらを除く部分は、職員の行方不明から免職までの経過が簡潔に記載されたものにすぎず、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(コ) 「公示送達に係る訂正申請伺」(文書 - 16) 及び「訂正申立書」(文書 - 17)

当該文書は、当初提出した公示送達申立書について、その一部を訂正するよう依頼した文書である。

実施機関が非開示とした部分のうち、事件番号については、裁判記録の閲覧によって被処分者を特定することが可能となるおそれがあるため、個人識別部分として部分開示はできない。

また、個人識別部分である被処分者の氏名についても部分開示はできない。

(カ) 「過去の事例」(文書 - 18)

当該文書は、過去の分限処分の事例が一覧表にまとめられたものである。

当該文書のうち、職員の所属及び職・氏名の各欄は、個人識別部分であるため、部分開示はできない。

また、左から2番目の職員に係る事犯概要の欄のうち3行目の初めから4行目の最後まで部分、左から3番目の職員に係る事犯概要の欄のうち2行目の11文字目から19文字目までの部分及び左から4番目の職員に係る備考

の欄のうち1行目の初めから最後までの部分については、個人の機微に触れる情報であり、公にすると当該職員の権利利益を害するおそれがあると認められるため、部分開示はできない。

しかし、これらを除く処分年月日、事犯概要、処分及び備考の各欄の記載内容は、行方不明及び分限免職の事実が簡潔に記載されたものにすぎず、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(シ) 「囑託書」(文書 - 19) 及び「通知書」(文書 - 20)

「通知書」は、分限免職の意思表示を公示送達したことについて簡易裁判所が被処分者に知らせた文書であり、「囑託書」は、当該「通知書」を掲示することについて被処分者の住所地を管轄する公務所に簡易裁判所が囑託した文書である。

当該文書のうち、実施機関が非開示とした被処分者の氏名及び公示送達事件に係る事件番号は、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

ウ 辞令に係る起案文書について(平成7年度)

(ア) 「起案用紙」(文書 - 1) 及び「辞令案」(文書 - 2)

当該文書は、文書 - 1 及び文書 - 2 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、一体として被処分者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(イ) 「分限処分の実施について」(文書 - 3)

当該文書は、文書 - 4 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(ウ) 「意思表示の公示送達申立書」(文書 - 4)、「戸籍附票」(文書 - 5)、「住民票」(文書 - 6)、「公示送達掲示場所指定申請書」(文書 - 8) 及び「当事者の表示」(文書 - 9)

当該文書は、文書 - 6、文書 - 7、文書 - 8 及び文書 - 9 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(エ) 「証明書」(文書 - 7)

当該文書は、文書 - 11 と類似した内容であり、被処分者の住所地の民生委員が証明者となっている。

実施機関が非開示とした部分のうち、被処分者の住所及び氏名並びに証明者である民生委員の住所、氏名及び印影(氏名の前に付された「民生委員」の記載を除く。)については、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

しかし、これらを除いた部分については、行方不明の事実が簡潔に記載された内容、証明日等であることから、公にしても被処分者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(オ) 「出勤督促」(文書 - 10)

当該文書は、文書 - 13 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分のうち、出勤督促の日付を除く部分は、被処分者の個人識別部分であると認められるため部分開示はできないが、当該日付については、開示が妥当である。

(カ) 「出勤督促封入の封筒(写し)」(文書 - 11)

当該文書は、文書 - 12 と類似した内容であり、被処分者の住所(郵便番号を含む。)職名及び氏名、被処分者の住所地並びに所属の住所地を管轄する郵便局の名称については、被処分者の個人識別部分であり、郵便局の担当者の印影については、当該担当者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

しかし、これらを除く部分は、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(キ) 「被処分者の失踪に係る取扱いについて」(文書 - 12)

当該文書は、被処分者に係る失踪日、欠勤期間、分限免職処分発令日、処分送達日及び分限免職日に関して、事務手続の流れを一覧にまとめたものである。

実施機関が非開示とした部分のうち、標題に記載された被処分者の補職名、氏名及び年齢並びに標題の次に記載された所属及び住所については、個人識別部分であるため部分開示はできない。

次に、「事務手続の流れ」中の日付、曜日及び事柄のうち、「調査報告書」(文書 - 14)に記載された失踪に係る経緯の一部である2行目の初めから最後まで部分並びに個人識別情報である7行目及び8行目の被処分者の所属及び補職名、9行目の被処分者の住所地を管轄する公務所名(簡易裁判所を除く。)並びに11行目、13行目及び16行目の被処分者の所属長の記載部分は、部分開示できない。

しかし、「事務手続の流れ」中当該部分を除く部分については、「過去の失踪 分限免職の事例」(文書 - 15 及び文書 - 14)において既に開示された内容又はそれに付随する内容であり、当該部分を公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(ク) 「失踪と分限免職(事例)」(文書 - 13)

当該文書は、文書 - 18 と類似した内容である。

実施機関が非開示にした部分のうち、失踪者の各欄については、失踪した職員の所属、補職名、氏名及び年齢が記載されているため、個人識別部分として部分開示はできない。

また、備考の各欄については、失踪に係る経緯に関して、当該職員の機微に触れる情報が記載されており、公にすると当該職員の権利利益が害されるおそれがあるため、部分開示はできない。

しかし、失踪、欠勤期間及び出勤督促の各欄については、文書 - 15 及び文書 - 14 において、同一の記載内容が既に開示されていることから、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、

開示が妥当である。

(ケ) 「調査報告書」(文書 - 14)

当該文書は、文書 - 10 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分のうち、「1 職員」については、被処分者の所属、職、氏名、生年月日及び住所が記載されており、個人識別部分として部分開示はできない。

また、「2 事件の概要」、「3 本人の生活ぶり、勤務状況」及び「4 その他(被処分者の経歴・家族構成・性格・趣味等)」については、通常人には知られたくない個人の機微に触れる情報であり、公にすると被処分者の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示はできない。

しかし、「4 その他」のうち、「(6) 所属の措置」については、被処分者に対する出勤督促の送付日等に関する情報であり、個人識別部分である所属及び所属長の記載部分を除けば、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

なお、所属長が記載された報告書の作成者の部分については、被処分者の個人識別部分であると認められ、部分開示はできない。

エ 辞令に係る起案文書について(平成15年度)

(ア) 「起案用紙」(文書 - 1)、「辞令案」(文書 - 2)及び「処分理由説明書」(文書 - 3)

当該文書は、文書 - 1、文書 - 2及び文書 - 3と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、一体として被処分者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(イ) 「分限処分の実施について(通知)」(文書 - 4)

当該文書は、文書 - 4と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(ウ) 「意思表示の公示送達申立書」(文書 - 5)、「戸籍附票」(文書 - 6)及び「住民票」(文書 - 7)

当該文書は、文書 - 6、文書 - 9及び文書 - 9と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

(エ) 「証明書」(文書 - 8)

当該文書は、文書 - 11 と類似した内容であり、被処分者の住所地の民生委員が証明者となっている。

実施機関が非開示とした部分のうち、被処分者の住所及び氏名並びに証明者である民生委員の住所、氏名及び印影(氏名の前に付された「民生委員」の記載を除く。)については、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

しかし、これらを除いた部分については、行方不明の事実が簡潔に記載された内容、証明日等であることから、公にしても被処分者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(オ) 「調査報告書」(文書 - 9)

当該文書は、文書 - 10 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分のうち、あて名の次の1行目の初めから最後までについては、報告書の定型的な記述にすぎず、また、「事件の概要」に記載された被処分者の職名、氏名及び住所については個人識別部分として部分開示はできないが、これらを除く部分は、行方不明の事実が簡潔に記載されているにすぎず、公にしても被処分者の権利利益が害されるおそれは認められないため、開示が妥当である。

次に、「1 職員の状況」に記載された被処分者の職名、所属名、補職名、氏名、生年月日、住所等については、一体として個人識別部分であると認められるため部分開示はできない。

また、「2 事件の詳細」及び「3 退職願の取扱い」については、被処分者が行方不明となった当時の経緯が具体的かつ詳細に記載され、通常人には知られたくない個人の機微に触れる情報であることから、公にすると被処分者の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示はできない。

しかし、「2 事件の詳細」のうち、「(5) 所属の措置の状況」については、被処分者に対する出勤督促の送付日等に関する情報であり、個人識別部分である所属長の記載部分を除けば、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

なお、所属長が記載された報告書の作成者及び印影の部分については、被処分者の個人識別部分であると認められ、部分開示はできない。

- (カ) 「退職願」(文書 - 10)及び「被処分者の心情を綴ったメモ」(文書 - 11)

当該文書は、被処分者が失踪するに至った自らの心情を具体的に綴ったもので、通常人には知られたくない個人の機微に触れる情報が記載されたものであることから、公にすると被処分者の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示はできない。

- (キ) 「出勤督促」(文書 - 12)

当該文書は、文書 - 13 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分のうち、出勤督促の日付を除く部分は、被処分者の個人識別部分であると認められるため部分開示はできないが、当該日付については、開示が妥当である。

- (ク) 「出勤督促封入の封筒(写し)」(文書 - 13)

当該文書は、文書 - 12 と類似した内容であり、被処分者の住所(郵便番号を含む。)職名及び氏名、被処分者の所属が記載された差出人等の部分並びに被処分者の住所地及び所属の住所地を管轄する郵便局の名称については、被処分者の個人識別部分であり、郵便局の担当者の印影については、当該担当者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

しかし、これらを除く部分は、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(ケ) 「被処分者の失踪に係る取扱いについて」(文書 - 14)

当該文書は、文書 - 12 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分のうち、標題に記載された被処分者の氏名並びに標題の次に記載された所属及び住所については、個人識別部分であるため部分開示はできない。

次に、「事務手続の流れ」中の日付、曜日及び事柄のうち、「調査報告書」(文書 - 9)に記載された失踪に係る経緯の一部である2行目の初めから6行目の最後まで及び10行目の初めから最後まで部分並びに個人識別情報である9行目及び12行目の被処分者の所属長の記載部分は、部分開示できない。

しかし、「事務手続きの流れ」中当該部分を除く部分については、文書 - 14において既に開示された内容又はそれに付随する内容であり、当該部分を公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(コ) 「過去の失踪 分限免職の事例」(文書 - 15)

当該文書は、文書 - 18 と類似した内容である。実施機関が非開示にした部分のうち、所属・職名及び氏名(年齢)の各欄については、失踪した職員の個人識別部分であるため部分開示はできない。

また、備考の各欄については、失踪に係る経緯に関して、当該職員の機微に触れる情報が記載されていることから、公にすると当該職員の権利利益が害されるおそれがあるとは認められるため、部分開示はできない。

(ク) 「事件報告(職員の失踪)」(文書 - 16)

当該文書は、文書 - 9とおおよそ同一の内容である。

「1 職員の状況」に記載された被処分者の職名、所属名、補職名、氏名、生年月日、住所等については、一体として個人識別部分であると認められるため部分開示はできない。

また、「2 事件の概要」については、被処分者が行方不明となった当時の経緯が具体的かつ詳細に記載され、通常人には知られたくない個人の機微に触れる情報であることから、公にすると被処分者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められるため、部分開示はできない。

しかし、「2 事件の概要」のうち、「(5) 所属の措置の状況」については、被処分者に対する出勤督促の送付日等に関する情報であり、個人識別部分である所属長の記載部分を除けば、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

なお、所属長が記載された報告書の作成者及び印影の部分については、被処分者の個人識別部分であると認められ、部分開示はできない。

(シ) 「分限免職」(文書 - 17) 及び 「人事記録表」(文書 - 18) について

当該文書は、被処分者の所属、補職名、氏名、生年月日、年齢、職員番号、住所、給料表の級区分、学歴、経歴等が記載されており、一体として被処分者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

オ 意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書について(平成15年度)

当該文書は、分限免職の辞令書及び処分理由説明書の到達について、簡易裁判所に証明を依頼した文書である。

- (ア) 「起案用紙」(文書 - 19)、「意思表示が到達した旨の証明申請」(文書 - 20)、「辞令書」( - 21)、「処分理由説明書」( - 22)及び「意思表示の公示送達申立書」(文書 - 23)

当該文書のうち、実施機関が非開示とした被処分者の所属、氏名、(補)職名及び住所については、被処分者の個人識別部分であるため、部分開示はできない。

- (イ) 「分限処分の実施について(通知)」(文書 - 24)

当該文書は、文書 - 4と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

カ 辞令に係る起案文書について(平成17年度)

- (ア) 「起案用紙」(文書 - 1)、「辞令案」(文書 - 2)及び「処分理由説明書」(文書 - 3)

当該文書は、文書 - 1、文書 - 2及び文書 - 3と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、一体として被処分者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

- (イ) 「分限処分の実施について(通知)」(文書 - 4)

当該文書は、文書 - 4と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

- (ウ) 「意思表示の公示送達申立書」(文書 - 5)、「戸籍附票」(文書 - 6)、「住民票」( - 7)及び「戸籍関係書類の交付について」(文書 - 8)

当該文書は、文書 - 6、文書 - 9及び文書 - 9と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

- (エ) 「証明書」(文書 - 9)

当該文書は、文書 - 11と類似した内容であり、被処分者の住所地の民生委員が証明者となっている。

実施機関が非開示とした部分のうち、被処分者の住所及び氏名並びに証明者である民生委員の住所、氏名及び印影(氏名の前に付された「民生委員」の記載を除く。)については、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

しかし、これらを除いた部分については、行方不明の事実が簡潔に記載された内容、証明日等であることから、公にしても被処分者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

- (オ) 「調査報告書」(文書 - 10)

当該文書は、文書 - 10と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分のうち、「事件の概要」に記載された被処分者の職名、氏名及び住所については個人識別部分として部分開示はできないが、これらを除く部分は、行方不明の事実が簡潔に記載されているにすぎず、公にしても被処分者の権



利利益が害されるおそれは認められないため、開示が妥当である。

次に、「1 職員の状況」に記載された被処分者の職名、所属名、補職名、氏名、生年月日、住所等については、一体として個人識別部分であると認められるため部分開示はできない。

また、「2 事件の詳細」については、被処分者が行方不明となった当時の経緯が具体的かつ詳細に記載され、通常人には知られたくない個人の機微に触れる情報であることから、公にすると被処分者の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示はできない。

しかし、「2 事件の詳細」のうち、「(5) 所属の措置の状況」については、被処分者に対する出勤督促の送付日等に関する情報であり、個人識別部分である所属長の記載部分を除けば、開示しても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

なお、被処分者の所属長が記載された報告書の作成者及び印影の部分については、被処分者の個人識別部分であると認められ、部分開示はできない。

(カ) 「出勤督促封入の封筒(写し)」(文書 - 11)

当該文書は、文書 - 12 と類似した内容であり、被処分者の住所(郵便番号を含む)、職名及び氏名、被処分者の所属が記載された差出人等の部分並びに被処分者の住所地及び所属の住所地を管轄する郵便局の名称については、被処分者の個人識別部分であり、郵便局の担当者の印影については、当該担当者の個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

しかし、これらを除く部分は、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(キ) 「出勤督促」(文書 - 12)

当該文書は、文書 - 13 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分のうち、出勤督促の日付を除く部分は、被処分者の個人識別部分であると認められるため部分開示はできないが、当該日付については、開示が妥当である。

(ク) 「被処分者の失踪に係る取扱いについて」(文書 - 13)

当該文書は、文書 - 12 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分のうち、標題に記載された被処分者の氏名並びに標題の次に記載された所属及び住所については、個人識別部分であるため部分開示はできない。

次に、「事務手続の流れ」中の日付、曜日及び事柄のうち、「調査報告書」(文書 - 10)に記載された失踪に係る経緯の一部である1行目の10文字目から4行目の最後まで部分並びに個人識別情報である7行目及び9行目の被処分者の所属長の記載部分は、部分開示できない。

しかし、「事務手続の流れ」中当該部分を除く部分については、文書 - 14 において既に開示された内容と類似したもの又はそれに付随する内容であり、当該部分を公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(ケ) 「過去の失踪 分限免職の事例」(文書 - 14)

当該文書は、文書 - 18 と類似した内容である。

実施機関が非開示にした部分のうち、所属・職名及び氏名（年齢）の各欄については、失踪した職員の個人識別部分であるため部分開示はできない。

また、備考の各欄については、失踪に係る経緯に関して、当該職員の機微に触れる情報が記載されていることから、公にすると当該職員の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示はできない。

キ 意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書について（平成 17 年度）  
当該文書は、前記オに掲げる文書と類似した文書である。

(ア) 「起案用紙」(文書 - 16)、「意思表示が到達した旨の証明申請」(文書 - 15 及び - 17)、「辞令書」( - 18)、「処分理由説明書」( - 19)並びに「意思表示の公示送達申立書」(文書 - 21)

当該文書のうち、実施機関が非開示とした被処分者の所属、氏名、(補)職名及び住所並びに事件番号については、被処分者の個人識別部分であるため、部分開示はできない。

(イ) 「分限処分の実施について(通知)」(文書 - 20)

当該文書は、文書 - 4 と類似した内容であり、実施機関が非開示とした部分は、個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

ク 退職手当に係る支出票について（平成 17 年度）

当該文書は、被処分者の退職手当の支出について記録された文書である。

(ア) 「支出票」(文書 - 22)

実施機関が非開示とした部分のうち、退職手当の支出額の欄については、被処分者以外に退職者が複数いたことから、各退職手当額を合計した金額が記載されている。

したがって、支出額の欄を開示しても、被処分者を含む各退職者の手当額を識別することはできず、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

また、債主の欄については、被処分者の財産管理人の氏名を除く部分は、債主が複数いたことが分かるにすぎないため、開示が妥当である。

(イ) 「退職手当支出内訳書」(文書 - 23)

実施機関が非開示とした部分のうち、債主の住所、退職者の所属、職員番号、氏名及び口座番号は、一体として個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。

次に、退職手当額については、これを公にしても、一般に特定の個人を識別することはできないが、通常人には知られたくない機微な情報であり、退職者の権利利益が害されるおそれがあると認められ、部分開示はできない。また、所得税額、市町村民税額、道府県民税額、控除金額及び差引支給金額については、退職手当額を識別され得る情報であるため、同様に部分開示はできない。

次に、「科目計」の欄のうち、課税対象額の総額、所得税額、市町村民税額、道府県民税額については、被処分者の退職手当額を識別され得る情報で

あるため、部分開示はできない。

しかし、退職手当支給人員及び課税対象人員については、これらを開示しても退職手当の支給対象者及び課税対象者の人数が分かるにすぎず、また、退職手当額については各退職手当額の合計額であることから、これを開示しても各退職者の手当額を識別することはできない。さらに、控除金額及び差引支給金額については、文書 - 22 において、同一の内容が既開示されている。したがって、これらを公にしても個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

#### (4) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、別表2の1欄及び2の2欄に掲げる文書（以下「6号文書」という。）の非開示部分については、条例第7条第6号にも該当すると主張している。以下検討する。

条例第7条第6号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

実施機関は、調査内容が公開されることを前提とすれば、今後同種の問題が発生した場合、関係者が報告書の提出や詳細な記述を躊躇し、調査において具体的、客観的な情報が十分得られなくなるなど事実関係等の把握が困難となり、今後の人事に関する事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を生じるおそれがあると主張する。

しかし、6号文書のうち、前記(3)において開示が妥当であると判断した別表2の3欄に掲げる文書については、個人の権利利益が害されるおそれが認められない部分又は既に実施機関が開示している内容と同一の部分など、公にしても、実施機関が主張するような著しい支障を生じるおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

なお、6号文書のうち、前記(3)において部分開示はできないと判断した文書については、条例第7条第6号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### (5) 支出票の不存在について

実施機関は、開示請求の内容のうち、退職金に係る支出票（平成2年度、平成4年度、平成7年度及び平成15年度）については、文書が不存在であると決定している。

この点について、実施機関は、平成2年度、平成4年度及び平成7年度の退職手当の支出票は、開示請求の時点で、既に5年の保存期間を経過していたことから保有していなかったものであり、また、平成15年度の退職手当については、当該手当の請求がされていないため、支出そのものを行っていないと説明する。

こうした実施機関の説明に、不自然又は不合理な点は特段認められず、これらの支出票を実施機関において保有しているとは認められない。

(6) 条例第 9 条該当性について

異議申立人は、本件公文書は条例第 9 条に該当すると主張しているので、以下検討する。

条例第 9 条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

本規定は、開示請求に係る公文書に条例第 7 条各号に掲げる非開示情報が記録され、その開示が禁止される場合であっても、当該情報についての個別的事情の如何によっては、開示することの利益が非開示にすることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることも否定できないことから、実施機関の高度な行政的判断により、当該公文書の開示を行う余地を残すこととしたものである。

異議申立人は、平成 16 年度より先になされた分限処分が、実は懲戒免職に該当するのに故意か過失で分限免職としたのではないかという疑問から、職員をなぜ分限免職処分としたかについて県民に説明すべきであると主張している。

しかし、既に述べたとおり、分限免職処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させ、職員個人の私事に関する面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報である。

したがって、異議申立人の主張するような事情だけでは、みだりに公にされない個人に関する情報の保護利益を上回る公益上の必要性があると認めることはできない。

(7) 異議申立人のその他の主張

異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表1 本件対象公文書及び実施機関が非開示とした部分

	1 文書名及び文書番号	2 実施機関が非開示とした部分
平成 二 年 度	辞令に係る起案文書	
	起案用紙 ( - 1 )	被処分者の所属・補職名・氏名・年齢・職員番号・学歴・勤務年数・給料(級及び号)
	辞令案 ( - 2 )	被処分者の職名・氏名
	処分理由説明書 ( - 3 )	被処分者の職名・氏名
	職員の分限免職処分について ( - 4 )	あて名 被処分者の所属・補職名・氏名
	行方不明事件の処理について ( - 5 )	「1 被処分者の所属・職・氏名等」 「2 事件の概要」 「3 その他(被処分者の勤務状況等)」 「4 今後の対応」のうち、「(1) 処分内容」、「(2) 辞令の取扱い」中16行目の初めから20行目の最後まで、「(3) 辞令交付の時期及び処分日」 「5 給与等の支払方法」 「6 過去の事例」
	意思表示の公示送達申立書 ( - 6 )	被処分者の住所・氏名
	公示送達掲示場所指定申請書 ( - 7 )	被処分者の氏名
	当事者の表示 ( - 8 )	被処分者の住所・氏名
	住民票 ( - 9 )	全部
	調査報告書 ( - 10 )	「1 事故の概要」 「2 現在までの経緯」 「3 捜索願について」 「4 参考事項」 報告書の作成者
	証明書 ( - 11 )	被処分者の氏名・生年月日・住所 内容 あて名 証明者
	出勤督促封入の封筒(写し) ( - 12 )	全部
出勤督促 ( - 13 )	文書番号・日付	

		「名宛人」に記載された被処分者の住所・氏名 「差出人」に記載された所属の住所・所属名・所属長の氏名・印影 受付年月日・受付番号
	辞令書 ( - 14 )	被処分者の氏名・職名
	家出人手配 ( - 15 )	被処分者の氏名・生年月日・本籍・現住所・勤務先・身長・体重 状況 連絡先
平成 四 年 度	辞令に係る起案文書	
	起案用紙 ( - 1 )	被処分者の所属・補職名・氏名・年齢・職員番号
	辞令案 ( - 2 )	被処分者の職名・氏名
	処分理由説明書 ( - 3 )	被処分者の職名・氏名
	職員の分限免職処分について(通知) ( - 4 )	あて名 被処分者の所属・補職名・氏名
	意思表示の公示送達申立書 ( - 5 )	被処分者の住所・氏名
	公示送達掲示場所指定申請書 ( - 6 )	被処分者の氏名
	当事者の表示 ( - 7 )	被処分者の住所・氏名
	住民票 ( - 8 )	全部
	戸籍附票 ( - 9 )	全部
	証明書 ( - 10 )	全部
	出勤督促封入の封筒(写し) ( - 11 )	全部
	出勤督促 ( - 12 )	文書番号・日付 「名宛人」に記載された被処分者の住所・氏名 「差出人」に記載された所属の住所・所属名・所属長の氏名・印影
	調査報告書の提出について ( - 13 )	文書番号 差出人・印影 担当係・電話番号

	調査報告書 ( - 14 )	「 1 職員の所属」 「 2 事件の概要」 「 3 本人の生活ぶり・勤務状況等」 「 4 その他 ( 被処分者の経歴・家族構成・性格・趣味等 ) 」
	失踪事件に対する処分の取扱い ( - 15 )	「 1 処分内容中」の「過去の事例」
	公示送達に係る訂正申請伺 ( - 16 )	事件番号
	訂正申立書 ( - 17 )	被処分者の氏名 事件番号
	過去の事例 ( - 18 )	処分年月日の各欄 所属・職・氏名の各欄 事犯概要の各欄 処分の各欄 備考の各欄
	嘱託書 ( - 19 )	被処分者の氏名 事件番号
	通知書 ( - 20 )	被処分者の氏名 事件番号
平成七年度	辞令に係る起案文書	
	起案用紙 ( - 1 )	被処分者の所属・補職名・氏名・年齢・職員番号・学歴・勤務年数・給料 ( 級及び号 )
	辞令案 ( - 2 )	被処分者の職名・氏名
	分限処分の実施について ( - 3 )	あて名 被処分者の所属・補職名・氏名
	意思表示の公示送達申立書 ( - 4 )	被処分者の住所・氏名
	戸籍附票 ( - 5 )	全部
	住民票 ( - 6 )	全部
	証明書 ( - 7 )	全部
	公示送達掲示場所指定申請書 ( 文書 - 8 )	被処分者の氏名
	当事者の表示 ( 文書 - 9 )	被処分者の住所・氏名

	出勤督促 ( - 10 )	文書番号・日付 「名宛人」に記載された被処分者の住所・氏名 「差出人」に記載された所属の住所・所属名・所属長の氏名・印影
	出勤督促封入の封筒 ( 写し ) ( - 11 )	全部
	被処分者の失踪に係る取扱いについて ( - 12 )	被処分者の補職名・氏名・年齢・所属・住所 「事務手続きの流れ」
	失踪と分限免職 ( 事例 ) ( - 13 )	失踪者・失踪・欠勤期間・出勤督促・備考の各欄
	調査報告書 ( - 14 )	「 1 職員」 「 2 事件の概要」 「 3 本人の生活ぶり・勤務状況等」 「 4 その他 ( 被処分者の経歴・家族構成・性格・趣味等、所属の措置 )」 報告書の作成者
平成 十五 年度	辞令に係る起案文書	
	起案用紙 ( - 1 )	被処分者の所属・補職名・氏名・年齢・職員番号・学歴・勤務年数・給料 ( 級及び号 )
	辞令案 ( - 2 )	被処分者の職名・氏名
	処分理由説明書 ( - 3 )	被処分者の職名・氏名
	分限処分の実施について ( 通知 ) ( - 4 )	あて名 被処分者の所属・補職名・氏名
	意思表示の公示送達申立書 ( - 5 )	被処分者の住所・氏名
	戸籍附票 ( - 6 )	全部
	住民票 ( - 7 )	全部
	証明書 ( - 8 )	全部
	調査報告書 ( - 9 )	あて名の次の 1 行目の初めから最後まで 「事件の概要」 「 1 職員の状況」 「 2 事件の詳細」 「 3 退職願の取扱いについて」 報告書の作成者・印影
退職願 ( - 10 )	全部	



	被処分者の心情を綴ったメモ（ - 11）	全部
	出勤督促（ - 12）	文書番号・日付 「名宛人」に記載された被処分者の住所・氏名 「差出人」に記載された所属の住所・所属名・所属長の氏名・印影
	出勤督促封入の封筒（写し）（ - 13）	全部
	被処分者の失踪に係る取扱いについて（ - 14）	被処分者の氏名・所属・住所 「事務手続きの流れ」
	過去の失踪 分限免職の事例（ - 15）	所属・職名、氏名（年齢）、備考の各欄
	事件報告（職員の失踪）（ - 16）	「1 職員の状況」 「2 事件の概要」 報告書の作成者・印影
	分限免職（ - 17）	全部
	人事記録表（ - 18）	全部
	意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書	
	起案用紙（ - 19）	被処分者の所属・氏名・補職名
	意思表示が到達した旨の証明申請（ - 20）	被処分者の住所・氏名
	辞令書（ - 21）	被処分者の氏名
	処分理由説明書（ - 22）	被処分者の職名・氏名
	意思表示の公示送達申立書（ - 23）	被処分者の住所・氏名
	分限処分の実施について（通知）（ - 24）	あて名 被処分者の所属・補職名・氏名
平成十七年度	辞令に係る起案文書	
	起案用紙（ - 1）	被処分者の所属・補職名・氏名・年齢・職員番号・学歴・勤務年数・給料（級及び号）
	辞令案（ - 2）	被処分者の職名・氏名
	処分理由説明書（ - 3）	被処分者の職名・氏名
	分限処分の実施について（通知）（ - 4）	あて名 被処分者の所属・補職名・氏名

	意思表示の公示送達申立書 ( - 5 )	被処分者の住所・氏名
	戸籍附票 ( - 6 )	全部
	住民票 ( - 7 )	全部
	戸籍関係書類の交付について ( - 8 )	あて名 被処分者の住所・氏名
	証明書 ( - 9 )	全部
	調査報告書 ( - 10 )	「事件の概要」 「1 職員の状況」 「2 事件の詳細」 報告書の作成者・印影
	出勤督促封入の封筒 ( 写し ) ( - 11 )	全部
	出勤督促 ( - 12 )	文書番号・日付 「名宛人」に記載された被処分者の住所・氏名 「差出人」に記載された所属の住所・所属名・所属長の氏名・印影
	被処分者の失踪に係る取扱いについて ( - 13 )	被処分者の氏名・所属・住所 事務手続きの流れ
	過去の失踪 分限免職の事例 ( - 14 )	所属・職名、氏名 ( 年齢 )、備考の各欄
	意思表示が到達した旨の証明申請 ( - 15 )	被処分者の住所・氏名 事件番号
	意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書	
	起案用紙 ( - 16 )	被処分者の所属・氏名・補職名
	意思表示が到達した旨の証明申請 ( - 17 )	被処分者の住所・氏名
	辞令書 ( - 18 )	被処分者の氏名
	処分理由説明書 ( - 19 )	被処分者の職名・氏名
	分限処分の実施について ( 通知 ) ( - 20 )	あて名 被処分者の所属・補職名・氏名
	意思表示の公示送達申立書 ( - 21 )	被処分者の住所・氏名
	退職手当に係る支出票	
	支出票 ( - 22 )	支出額の欄 債主の欄

	退職手当支出内訳書（ - 23）	債主の住所、退職者の所属・職員番号・ 氏名・口座番号 退職手当額、所得税額、市町村民税額、 道府県民税額、控除金額、差引支給金額 「科目計」の欄
--	---------------------	--

別表2 実施機関が条例第7条第6号に該当すると主張する文書

1 文書番号	2 6号文書	3 部分開示対象文書
- 1		
- 5		
- 10		
- 15		
- 1		
- 13		
- 14		
- 15		
- 18		
- 1		
- 12		
- 14		
- 1		
- 9		
- 14		
- 15		
- 16		
- 17		
- 18		
- 1		
- 10		
- 13		
- 14		

別表3 開示すべき部分

	1 文書名及び文書番号	2 開示すべき部分
平成二年度	辞令に係る起案文書	
	行方不明事件の処理について( - 5)	<p>「2 事件の概要」のうち、1行目の17文字目から3行目の最後まで</p> <p>「4 今後の対応」のうち、「(1) 処分内容」、「(3) 辞令交付の時期及び処分日」</p> <p>「5 給与等の支払方法」のうち、(1)の2行目の4文字目から7文字目まで・2行目の12文字目から3行目の8文字目までを除く部分</p> <p>「6 過去の事例」のうち、職員の所属・職名を除く部分</p>
	調査報告書( - 10)	「1 事故の概要」のうち、被処分者の所属・職・氏名等・住所・本籍を除く部分
	出勤督促封入の封筒(写し)( - 12)	<p>次の部分を除く部分</p> <p>被処分者の住所(郵便番号を含む。)・氏名、差出人欄等、郵便局の名称・担当者の印影</p>
	出勤督促( - 13)	日付、受付年月日・受付番号
平成四年度	辞令に係る起案文書	
	証明書( - 10)	<p>次の部分を除く部分</p> <p>被処分者の住所・氏名</p> <p>証明者の住所・氏名・印影(「民生委員」の記載を除く。)</p>
	出勤督促封入の封筒(写し)( - 11)	<p>次の部分を除く部分</p> <p>被処分者の住所(郵便番号を含む。)・氏名、差出人欄、郵便局の名称・担当者の印影</p>
	出勤督促( - 12)	日付
	失踪事件に対する処分の取扱い( - 15)	「1 処分内容」中の「過去の事例」のうち、被処分者の所属・職名を除く部分

	過去の事例（ - 18）	次の部分を除く部分 所属・職・氏名の各欄 左から2番目の職員に係る事犯概要の欄のうち3行目の初めから4行目の最後まで 左から3番目の職員に係る事犯概要の欄のうち2行目の11文字目から19文字目まで 左から4番目の職員に係る備考の欄のうち1行目の初めから最後まで
平成七年度	辞令に係る起案文書	
	証明書（ - 7）	次の部分を除く部分 被処分者の住所・氏名 証明者の住所・氏名・印影（「民生委員」の記載を除く。）
	出勤督促（ - 10）	日付
	出勤督促封入の封筒（写し）（ - 11）	次の部分を除く部分 被処分者の住所（郵便番号を含む。）・職名・氏名、郵便局の名称・担当者の印影
	被処分者の失踪に係る取扱いについて（ - 12）	次の部分を除く部分 被処分者の補職名・氏名・年齢・所属・住所 「事務手続きの流れ」中の日付、曜日及び事柄のうち、2行目の初めから最後まで、7行目・8行目の被処分者の所属・補職名、9行目の被処分者の住所地を管轄する公務所名（簡易裁判所を除く。）、11行目・13行目・16行目の被処分者の所属長の記載部分
	失踪と分限免職（事例）（ - 13）	失踪・欠勤期間・出勤督促の各欄
	調査報告書（ - 14）	「4 その他」のうち、「(6) 所属の措置（所属・所属長の記載部分を除く。）」
平成十五年度	辞令に係る起案文書	
	証明書（ - 8）	次の部分を除く部分 被処分者の住所・氏名 証明者の住所・氏名・印影（「民生委員」の記載を除く。）
	調査報告書（ - 9）	あて名の次の1行目の初めから最後まで 「事件の概要」のうち、被処分者の職名・氏名・住所を除く部分

			「2 事件の詳細」のうち、「(5) 所属の措置の状況（所属長の記載部分を除く。）」
		出勤督促（ - 12）	日付
		出勤督促封入の封筒（写し）（ - 13）	次の部分を除く部分 被処分者の住所（郵便番号を含む。）・職名・氏名、差出人等、郵便局の名称・担当者の印影
		被処分者の失踪に係る取扱いについて（ - 14）	次の部分を除く部分 被処分者の氏名・所属・住所 「事務手続きの流れ」中の日付、曜日及び事柄のうち、2行目の初めから6行目の最後まで・10行目の初めから最後まで、9行目・12行目の被処分者の所属長の記載部分
		事件報告（職員の失踪）（ - 16）	「2 事件の概要」のうち、「(5) 所属の措置の状況（所属長の記載部分を除く。）」
平成十七年度	辞令に係る起案文書		
		証明書（ - 9）	次の部分を除く部分 被処分者の住所・氏名 証明者の住所・氏名・印影（「民生委員」の記載を除く。）
		調査報告書（ - 10）	「事件の概要」のうち、被処分者の職名・氏名・住所を除く部分 「2 事件の詳細」のうち、「(5) 所属の措置の状況（所属長の記載部分を除く。）」
		出勤督促封入の封筒（写し）（ - 11）	次の部分を除く部分 被処分者の住所（郵便番号を含む。）・職名・氏名、差出人等、郵便局の名称・担当者の印影
		出勤督促（ - 12）	日付
		被処分者の失踪に係る取扱いについて（ - 13）	次の部分を除く部分 被処分者の氏名・所属・住所 「事務手続きの流れ」に記載された日付・曜日・事柄のうち、1行目の10文字目から4行目の最後まで、7行目・9行目の所属長の記載部分

	支出票 ( - 22 )	支出額の欄 債主の欄 (財産管理人の氏名を除く。)
	退職手当支出内訳書 ( - 23 )	「科目計」の欄のうち、退職手当支給人員、課税対象人員、退職手当額、控除金額、差引支給金額



別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 19 年 8 月 7 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 9 月 10 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 10 月 29 日	審議	第 202 回
平成 19 年 11 月 19 日	審議、異議申立人から意見を聴取した。	第 203 回
平成 19 年 12 月 27 日	審議	第 204 回
平成 20 年 1 月 24 日	審議	第 205 回
平成 20 年 2 月 20 日	審議	第 206 回
平成 20 年 3 月 24 日	審議（答申）	第 207 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 202 回～第 207 回
興 津 哲 雄	弁護士	第 202 回～第 207 回
児矢野 マリ	静岡県立大学 国際関係学部准教授	第 203 回～第 204 回 第 207 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会 会長	第 202 回～第 207 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 202 回～第 207 回
根木 真理子	静岡大学 教育学部教授	第 202 回～第 207 回